

## <報道発表資料>

令和5年10月16日

### 令和5年住宅・土地統計調査に係る調査員証の紛失について

さいたま市内において、統計調査員が調査活動中に調査員証を紛失しました。  
概要は以下のとおりです。

#### 1 概要

さいたま市桜区の統計調査員が、令和5年住宅・土地統計調査の調査員証を紛失した。

発覚した日 令和5年10月16日（月）

場 所 さいたま市桜区内

#### 2 経過

- ・10月16日（月）調査員が調査業務中に、首から下げていた調査員証を入れるケースに調査員証がないことに気づいた。同日区役所に連絡後、調査員及びさいたま市職員が、調査経路等を搜索したが、調査員証を発見できなかった。
- ・10月16日（月）現在、この調査員証が悪用された事例は確認されていない。

#### 3 県の対応及び今後の再発防止策

- ・紛失した令和5年住宅・土地統計調査の調査員証「第0378号」（調査員の顔写真を添付、埼玉県知事大野元裕（公印あり）の記載あり）は無効としました。
- ・今回の件を受け、県内市町村に対し、改めて本件についての情報提供と調査員証等の管理について厳正を期すよう、注意喚起を行います。

◎県民の皆様へ「不審な調査活動にご注意ください」

調査員証は、統計調査を装った「かたり調査」等に悪用される恐れがあります。

「令和5年住宅・土地統計調査」（調査期日：令和5年10月1日）の調査員が調査対象世帯を訪問する際には、顔写真付きの調査員証を携行しておりますので、確認するようにしてください。不審な調査活動にお気づきの際は、県統計課又は市町村統計担当課まで御連絡ください。

**※かたり調査についてはこちらをご覧ください。**

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/240159/katarityousa.pdf>